(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 89条、第 105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成 18 年法律第 49号)第5条第 13号及び公益社団法人静岡県農業振興公社(以下「公社」という。)定款第 30条の規定に基づき、公社の理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については報酬及び通勤手当(以下「報酬等」という。) とし、非常勤役員については支給しないものとする。

(報酬の決定基準)

第3条 常勤役員の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、 別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、公社職員給与規程を適用する。

(日割計算)

- 第5条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬等を支給する。
- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外の時は、その報酬等の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(報酬の支払方法)

- 第6条 役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その額を控除して支払うものとする。
- 2 役員が報酬等の全部また一部につき、自己の預金への振込を申し出た場合には、その 方法によって支払うことが出来る。

(報酬の支給日)

第7条 役員の報酬等は、その月の月額の残額を毎月21日に支給する。ただし、支給日 が休日に当たるときは、公社職員給与規程に準じて支給する。

(費用弁償)

- 第8条 役員が、公社業務のために旅行した場合には、その者に対し当該旅行に要した費 用を弁償する。
- 2 費用弁償は、公社旅費規程を適用する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 別表

号	報酬月額
第1号	464,000
第2号	424,000
第 3 号	374,000

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、公益社団法人静岡県農業振興公社の設立登記の日から施行する。